

2019年6月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

6月度の全体の相談受付件数は計122件で、前月度と比較すると51件減（新車関係31件減、中古車関係15件減）、対前年同月比では14件増（新車関係14件増、中古車関係2件減）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の約45%（55件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約56%（31件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（26件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約47%（57件）を占めています。

【相談者の内訳・2019年6月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	78	33	11	122
広告代理店	38	12	5	55
メーカー系ディーラー	19	6	1	26
自動車関係団体	3	7	3	13
中古車専門店	2	2	0	4
中古車情報誌社	0	1	1	2
メーカー	10	0	1	11
新聞社	1	1	0	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	5	4	0	9

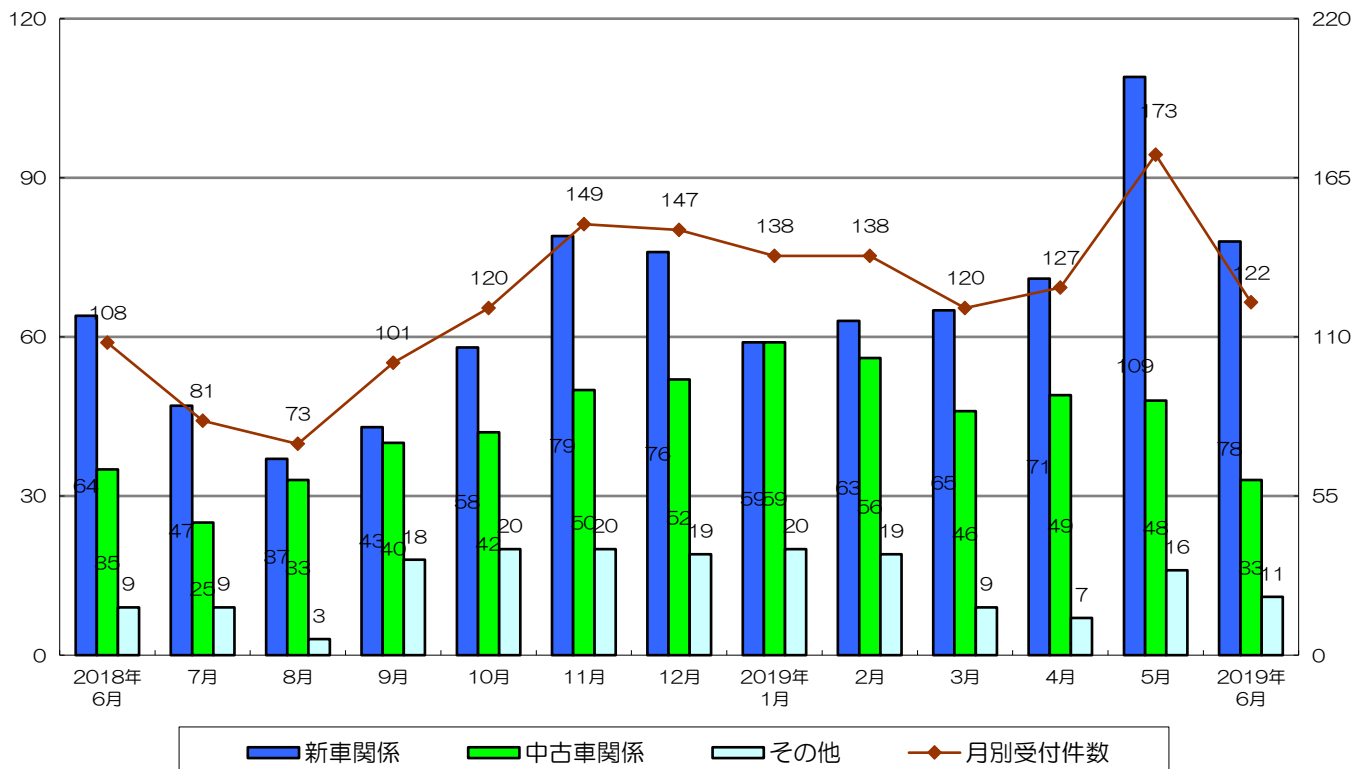
→

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	8
メーカー系ディーラー	31
中古車専門店	15
その他	1

【相談受付件数の推移・2018年6月～2019年6月】

<車両区別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の約32%、『税金・諸費用』に関する問い合わせが約25%を占めており、両項目で表示に関する問い合わせの約57%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	72	92.3%	その他相談	1	1.3%
景品関係	5	6.4%	合計	78	100.0%

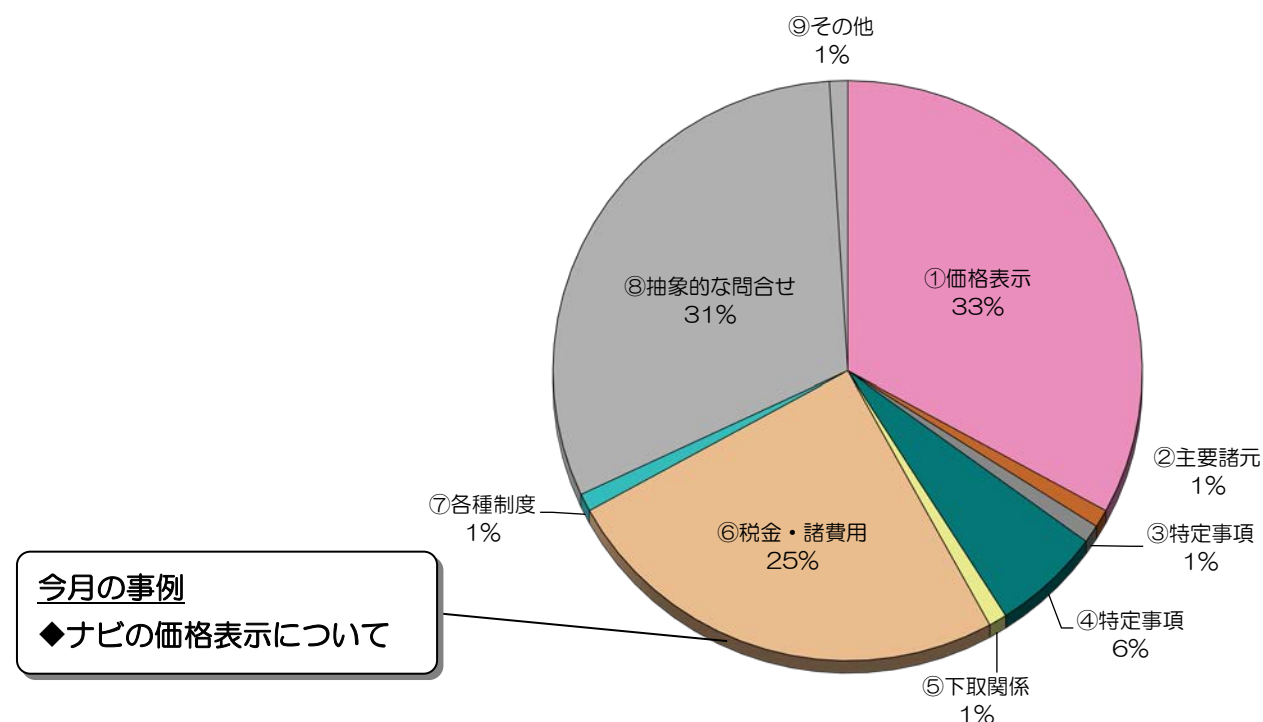
〔表示関係の相談内訳〕

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	23	31.9%	⑤下取関係	1	1.4%
表示方法	7	9.7%	⑥税金・諸費用	18	25.0%
付属品・特別仕様	5	6.9%	税金	18	25.0%
値引き表示	4	5.6%	⑦各種制度	1	1.4%
割賦・リース	7	9.7%	補助金関係	1	1.4%
②主要諸元	1	1.4%	⑧抽象的な問合せ	22	30.6%
③特定用語	1	1.4%	広告表現の可否	16	22.2%
最上級	1	1.4%	企画の可否	1	1.4%
④特定事項	4	5.6%	抽象的な問合せ	5	6.9%
燃費	1	1.4%	⑨その他	1	1.4%
安全・環境	3	4.2%	合計	72	100.0%

〔景品関係の内訳〕

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	20.0%	オープン懸賞	1	20.0%
一般懸賞(抽選等)	1	20.0%	抽象的な問合せ	2	40.0%
			合計	5	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔ナビの価格表示について〕

Q. 新車の広告の中に、複数のナビも掲載しようと考えています。掲載した新車の中には、9月中に登録可能なものもありますが、既に登録が10月以降となることが確実なものもあるため、それについては消費税率10%に基づく価格で表示しています。ナビについては、9月中に登録可能な新車にも装着可能なため、9月末までは消費税率8%に基づく価格のままでよいでしょうか？

当店おすすめナビ！

 ●●●社製 △△ナビ	販売価格 62,640 円 (消費税 8%込)	 ×××社製 ○○ナビ	販売価格 108,000 円 (消費税 8%込)
---	--------------------------------------	--	---------------------------------------

A. 当該ナビは、9月中に登録可能な車両にも、登録が10月以降となることが確実な車両にも装着可能の場合、「表示した価格は消費税率8%に基づく価格である」旨、「車両と併せてナビを購入の場合、車両の登録が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき再精算させていただく」旨の付記説明を表示して下さい。

なお、登録（届出）が10月以降となることが確実な車両のみを掲載する場合は、消費税率10%に基づく消費税込価格を表示した上で、「車両と併せてナビをご購入の場合、車両の登録（届出）が10月以降となるため、消費税率10%に基づく価格を表示している」旨の付記説明を表示して下さい。

詳しくは、「消費税率の引上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」をご覧ください。

http://www.aftc.or.jp/content/files/am/press/shohizeiritsu_taiou_2019.pdf

●正しい表示の一例

当店おすすめナビ！

 ●●●社製 △△ナビ	販売価格 62,640 円 ※ (消費税 8%込)	 ×××社製 ○○ナビ	販売価格 108,000 円 ※ (消費税 8%込)
---	--	--	---

※ナビの価格は、消費税率8%に基づく価格です。
車両と併せてナビを購入の場合、車両の登録が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき、再精算させていただきます。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『抽象的な問い合わせ』に関する相談が全体の約36%、『価格表示』に関する相談が約29%を占めており、両項目で表示に関する相談の約65%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	28	84.8%	その他相談	4	12.1%
景品関係	1	3.0%	合計	33	100.0%

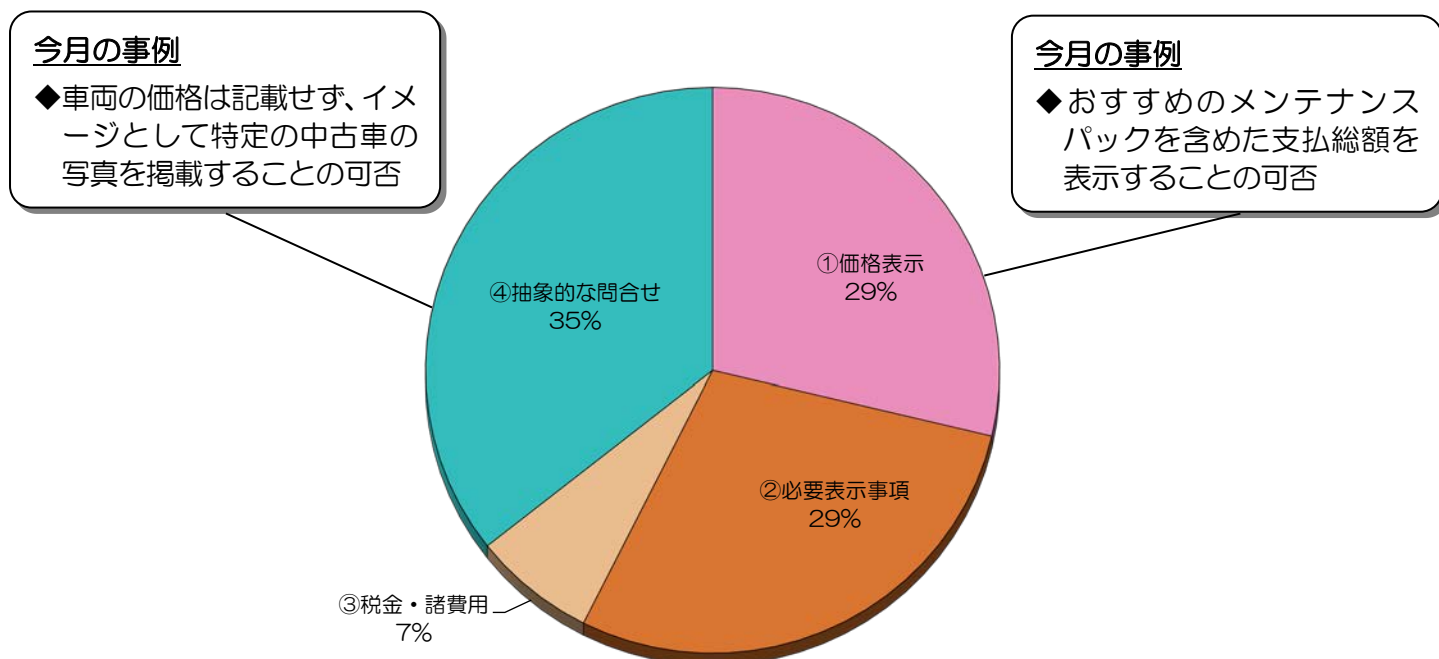
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	8	28.6%	必要表示事項全般	1	3.6%
表示方法	3	10.7%	③税金・諸費用	2	7.1%
値引き表示	4	14.3%	税金	2	7.1%
割賦・リース	1	3.6%	④抽象的な問合せ	10	35.7%
②必要表示事項	8	28.6%	広告表現の可否	9	32.1%
初度登録	1	3.6%	抽象的な問合せ	1	3.6%
保証の有無	4	14.3%	合計	28	100.0%
整備実施状況	2	7.1%			

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	100.0%	合計	1	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [中古車関係]

〔おすすめのメンテナンスパックを含めた支払総額を表示することの可否〕

Q. 当社では中古車のプライスボードに支払総額を表示していますが、商談時には5万円のメンテナンスパックをおすすめしています。メンテナンスパックの購入を販売する際の条件とはしていませんが、メンテナンスパックを含めた支払総額を、プライスボードとは別の販促用POP等で表示することは可能でしょうか？

A. メンテナンスパックは、お客様から要望があった際に別途ご購入いただくオプション品であることから、あらかじめ支払総額に含めて表示すべき性格のものではありませんが、購入時に必要な最低限の費用を含んだ支払総額を明確に表示した上で、参考としてメンテナンスパック等のオプション品を含んだ支払総額を併記することは可能です。

プライスボードの表示

支払総額 162万円*

本体価格 150万円

初度登録 H30年4月 走行距離 1.8万km . . .

※支払総額には、保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入の際に必要なすべての費用が含まれております。
※支払総額は、7月現在、県内登録（届出）で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

POPの表示

メンテナンスパック付プラン

支払総額 167万円*

本体価格 150万円

※お勧めメンテナンスパック
5万円を含めたプランです



〔車両の価格は記載せず、イメージとして特定の中古車の写真を掲載することの可否〕

Q. フェアを告知する広告において、新車のチラシの下のスペースに「中古車もご用意しています」と記載しようと考えていますが、チラシ作成段階においては、フェアのために用意できる中古車が確定していないため、価格を表示しなければ、イメージとして特定の中古車の写真を掲載することは問題ないでしょうか？

A. 中古車は特定物であるため、価格を表示していなかった場合であっても、特定の車両の写真を掲載した場合、フェアの際に実際には販売することができなければ、おとり広告となるおそれがあります。

したがって、フェアのために用意できる車両が確定していないのであれば、フェアに用意する車両であるかのように誤解されることのないよう、例えば、特定の車両ではなく店舗の中古車展示場の展示風景にする、あるいは車両が特定されないようイラストやシルエットにする等、イメージであることが明確にわかるようにして下さい。